

## 第6章 計画の推進体制及び進行管理

計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくために、以下の方策に沿って環境基本計画の推進を図るものとします。

なお、環境の保全と創造に関する広域的課題や地球環境問題等への対応については、国及び他の地方公共団体と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取組を推進します。

### 1 計画の推進体制

#### (1) 茨城町環境審議会

本計画の進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「茨城町環境審議会」において、必要に応じて計画の見直しや課題、取組方針等について提言等を行います。

#### (2) 環境保全茨城町民会議

本計画を町民や事業者へ周知し、協働の輪を広げるため、かねてより町の環境保全運動を推進してきた「環境保全茨城町民会議」が町民・事業者との架け橋となり、取り組みの強化を図ります。

町民一人ひとりが環境意識を高め、保全活動に参加するために、行政区の代表者である区長への伝達強化をはじめ、環境保全活動の各種サポートを行っていきます。

なお、環境保全茨城町民会議は、統一美化キャンペーンなど空き缶等回収運動及び散乱防止啓発の推進や茨城町涸沼環境フェスティバルの開催のほか、各種環境保全のための啓発活動などを実施しています。

#### (3) 茨城町の環境を良くする会

本計画の目標を実現するため、町民、団体、事業者による「茨城町の環境を良くする会」を設置します。

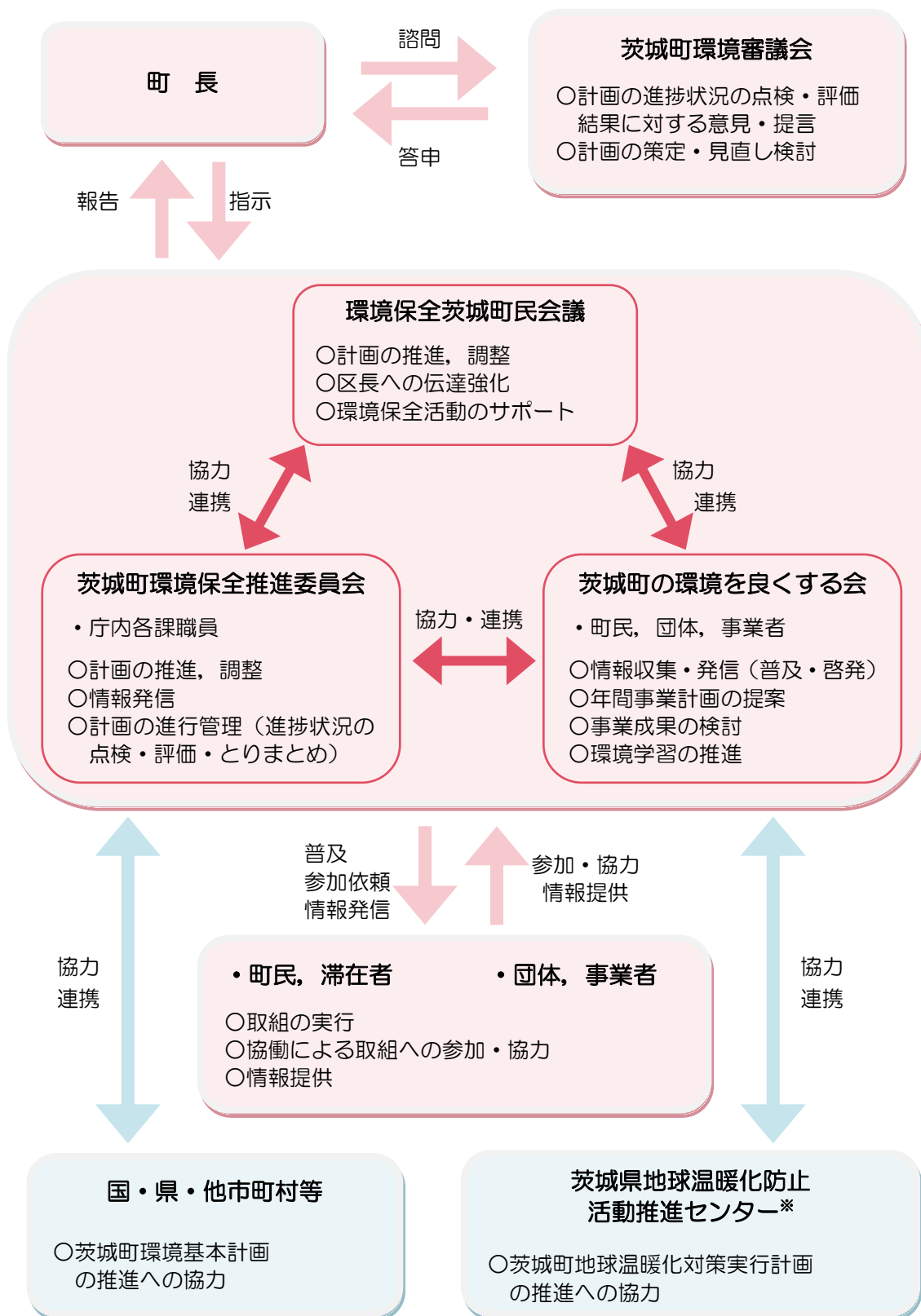
この組織の主な役割は、本計画を推進していく上で必要となる事業計画の提案及び事業成果の検討です。そのため、構成員は環境活動を行う町民、団体及び事業者となりますが、他団体の参加も促し、様々な角度から活発な意見を求めていきます。

#### (4) 茨城町環境保全推進委員会

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内各課の職員で構成される「茨城町環境保全推進委員会」を設置し、これを中心として関係部署との緊密な連携のもとに本計画に掲げる施策の推進及び総合的な調整を図ります。

また、情報発信、計画の進捗状況の点検・評価・見直しを行います。

◆ 計画の推進体制概念図



※：「地球温暖化対策の推進に関する法律」によって定められたセンターで、知事によって指定される。主に地球温暖化防止に関する啓発・広報、活動支援などを行っている。

## 2 計画の進行管理

本計画に基づく施策等の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

